

かほく市通話録音装置貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、通話録音装置（以下「装置」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象者)

第2条 装置の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、現に居住している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者（以下「高齢者」という。）で、ひとり暮らしのもの
- (2) 高齢者のみで構成される世帯の構成員
- (3) 日中、住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の構成員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、装置と同等の機能を有する機器を現に使用し、又は所有している者は、対象者としなない。

(貸出しの申請と決定)

第3条 装置の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、かほく市通話録音装置貸出申請書（別記様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、装置の貸出しの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(装置の貸出し)

第4条 貸出しをする装置は、1世帯につき1台とする。

(装置の貸出期間)

第5条 装置の貸出しを行う期間は、貸出しの日から6箇月を経過する日までとする。

(装置の管理)

第6条 使用者は、貸出しを受けた装置を適正に使用し、管理しなければならない。

2 使用者は、貸出しを受けた装置を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

3 使用者は、貸出しを受けた装置を損傷し、又は亡失した場合は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸出しの決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条第1項各号に掲げる対象者に該当しないと認められるとき。
- (2) 前条の規定に違反していると認められるとき。
- (3) その他貸出しが不適當であると市長が判断したとき。

(装置の返還)

第8条 使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに装置を市長に返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により装置の貸出しの決定を取り消されたとき。
- (2) 第5条に規定する貸出期間が終了したとき。
- (3) 装置を使用する必要がなくなったとき。

(費用負担)

第9条 使用者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 装置の維持管理及び使用に要する費用
- (2) 使用者の故意又は重大な過失により装置が損傷した場合の修理し、又は亡失した場合の弁償に要する費用

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、装置の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。